

組合休暇について

質 問

A市の総務部職員Bが、勤務時間中に職員団体の役員選挙の投票管理に従事するために、職務専念義務の免除を申請した。A市長はこの申請を認めた場合、職務専念義務を免除した時間中の給与をBに支給することができるか。

なお、Bは在籍専従の許可を受けていないものとする。

回 答

給与を支給することはできない。

解 説

1. 勤務時間中の職員の職員団体活動について

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみに従事しなければならない。」と規定され、同法第55条の2第1項では、「職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。」と規定されています。これらの規定により、職員は、原則として勤務時間中に職員団体の活動を行うことはできません。

しかし、例外として、勤務時間中において職員団体の活動を行うことができる制度として次のものがあります。

2. 適法な交渉への参加

地公法第55条第5項、第6項及び第8項により、適法な交渉は、職員団体が指名した役員又は特別の事情によりその役員以外の者が出席するときは、勤務時間中においても行うことができるとされていま

すが、同法第55条の2第6項では、「職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。」と規定されています。

職員が適法な交渉に参加する場合の職務専念義務（地公法第35条）については、自動的に免除されるものではなく、任命権者の許可が必要となりますが、任命権者は、勤務時間中の適法な交渉を認める同法第55条の規定を踏まえ、職務遂行上著しい支障がない限り、その許可を与えるべきと考えられています。

給与の取扱いについて、本来、給与は原則として勤務に対して支払われるものであり、勤務しなかった場合は支給されません。勤務時間中に職員団体の活動を行った場合も、原則として給与は支給されません。しかしながら、勤務時間中の適法な交渉を認める地公法の趣旨に照らし、同法第55条の2第6項の規定に基づいて、給与を支給することができる旨を条例で定めておくことが適当です。

なお、職員の労働組合の場合についても、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）第6条及び第7条第3号により、労働者が労働時間中に時間や賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではないとされていることから、職員団体の場合と同様と考えられます。

3. 在籍専従の許可

地公法第55条の2又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条の規定により、職員が任命権者の許可を得て地公法第53条の規定により登録を受けた職員団体又は職員の労働組合（以下「登録職員団体等」という。）の役員として、もっぱらその業務に従事するときは、退職者として取り扱われ、その許可が効力を有する間は、職務専念義務が免除されます。

この場合、在籍専従の許可を受けた職員は、その

許可が効力を有する間、いかなる給与も支給されません（地公法第55条の2第5項）。同様に、労組法第7条第3号においても、使用者が労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えることは不当労働行為に該当し給与を支給することができないとされています。

4. 組合休暇

一般に、在籍専従職員以外の職員が勤務時間中に職務専念義務の免除を得て職員団体又は労働組合の活動に一時的に従事することは「組合休暇」と呼ばれています。前述の在籍専従職員は、もっぱら登録職員団体等の業務に従事するものであることから、数日又は数週間といった短期間の専従は想定されていません。

在籍専従職員以外の職員に係る組合休暇については、「本来、職員の職員団体のための活動は、勤務時間以外に行なうべきであり、原則として組合休暇は認めるべきではない。しかし、地方公共団体の区域が広く出先機関が散在している場合、相当数の組合員がいるにもかかわらず専従職員が置かれていない場合等とくにやむをえない場合において、例外的に無給の組合休暇をきわめて限定した範囲で認めることは法律上可能である。」（昭和41年6月21日自治省公務員課決定）とされています。

また、組合休暇が認められるのは、国家公務員における短期従事の制度（人事院規則17-2第6条）に鑑み、登録職員団体等の運営のために必要不可欠な業務や活動に従事する最小限の期間として、職員1人当たり年間一定期間（30日以内において、当該地方公共団体の区域その他の事情を考慮して定める相当の日数）以内の日数に限るとともに、

- ①登録職員団体等の規約に定める執行機関、監査機関、議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関および特定の事項について調査研究を行ない、かつ、当該登録職員団体等の諮問に応ずるための機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合
- ②登録職員団体等の加入する上部団体の①の機関に相当する機関の業務でこれら登録職員団体等

の業務と認められるものに従事する場合に限定して運用することが求められています（昭和43年10月15日自治公一第35号行政局長通知）。

なお、組合休暇が認められる場合の給与の取扱いについては、前述したとおり、組合休暇は無給が原則であり、職員団体活動への従事に対して給与を支給することはできません（地公法第55条の2第6項）。

また、職員の労働組合についても、労組法第2条第2号により、経理上の援助を受ける団体は労働組合ではないとされ、また、同法第7条第3号で経理上の援助をすることが不当労働行為として禁止されています。

これらのことから、組合休暇を認める場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例あるいは職員の休暇に関する条例等で規定するとともに（地公法第24条、第35条参照）、給与条例等に給与を支給しない旨を規定しておくことが適当です。

5. まとめ

以上のことから、質問の場合について、A市長は、Bに対して、勤務時間中に職員団体の役員選挙の投票管理に従事した時間中の給与を支給することはできません。

なお、任命権者は、給与の支給に係る措置だけでなく、職務専念義務の免除の許可についても、法令の趣旨を踏まえ、適正な運用を図る必要があります。

（大阪府総務部市町村課行政グループ）